

大歳地域法定外公共物等整備事業の概要について

【H25.10.3 大歳自治振興会】

1 目的

大歳地域の法定外公共物などの補修等を行う地元関係者に対して、大歳自治振興会がその事業費の全部または一部を補助するものです。

2 補助対象

法定外公共物や日常生活道路として公共性のある道路などに関する補修等の工事が対象となります。

(1) 法定外公共物とは…

- ① 道路法の適用がない道路で、代表的なものは里道で、農道などに利用されているものが数多くあります。
(認定外道路、赤線などともいう)
- ② 河川法の適用のされない水路で、用水路などに利用されているものが数多くあります。
(普通河川、青線などともいう)
- ③ 法務局備え付けの公図には、地番が無いものが多く、『道』、『水』と記載されています。

(2) 日常生活道路として公共性のある道路とは…

- ① 山口市名義(県含む)となっている団地内道路などです。
- ② 個人名義であっても現況が団地内道路のように公的利用がされており、将来にわたり所有者の同意が得られている道路など。



3 対象事業の注意事項

- (1) 災害により壊れた場合、市で対応できる場合がありますので、早急にご相談ください。
- (2) 用途の「農業用」か「農業用以外」かの区分は、現況により判断します。
- (3) 道路工事では、状況により交通安全施設(ガードレール、ガードパイプ、ポストコーンなど)の設置が可能です。

4 法定外公共物占用等許可について

- (1) 法定外公共物を工事する場合は、市に申請書を提出し、補助金申請前に市長の許可(承認)を受けなければいけません。
- (2) 工事終了後は、完了届けの提出が必要です。

【補助金の概要】

工事名		法定外公共物等	
		農業用以外の工事内容	農業用の工事内容
道路	補修工事	壊れた箇所をもとの状態にする工事	
	改良工事	対象外	
	舗装工事	舗装の新設	未舗装道路に新規で舗装する工事
全面補修		現道舗装のはぎ取り等を行わず、現舗装の上に新たに舗装する工事	
水路	水路工事	水路の補修などを行う工事	
	浚渫工事	水路に堆積している土砂などを撤去する工事	

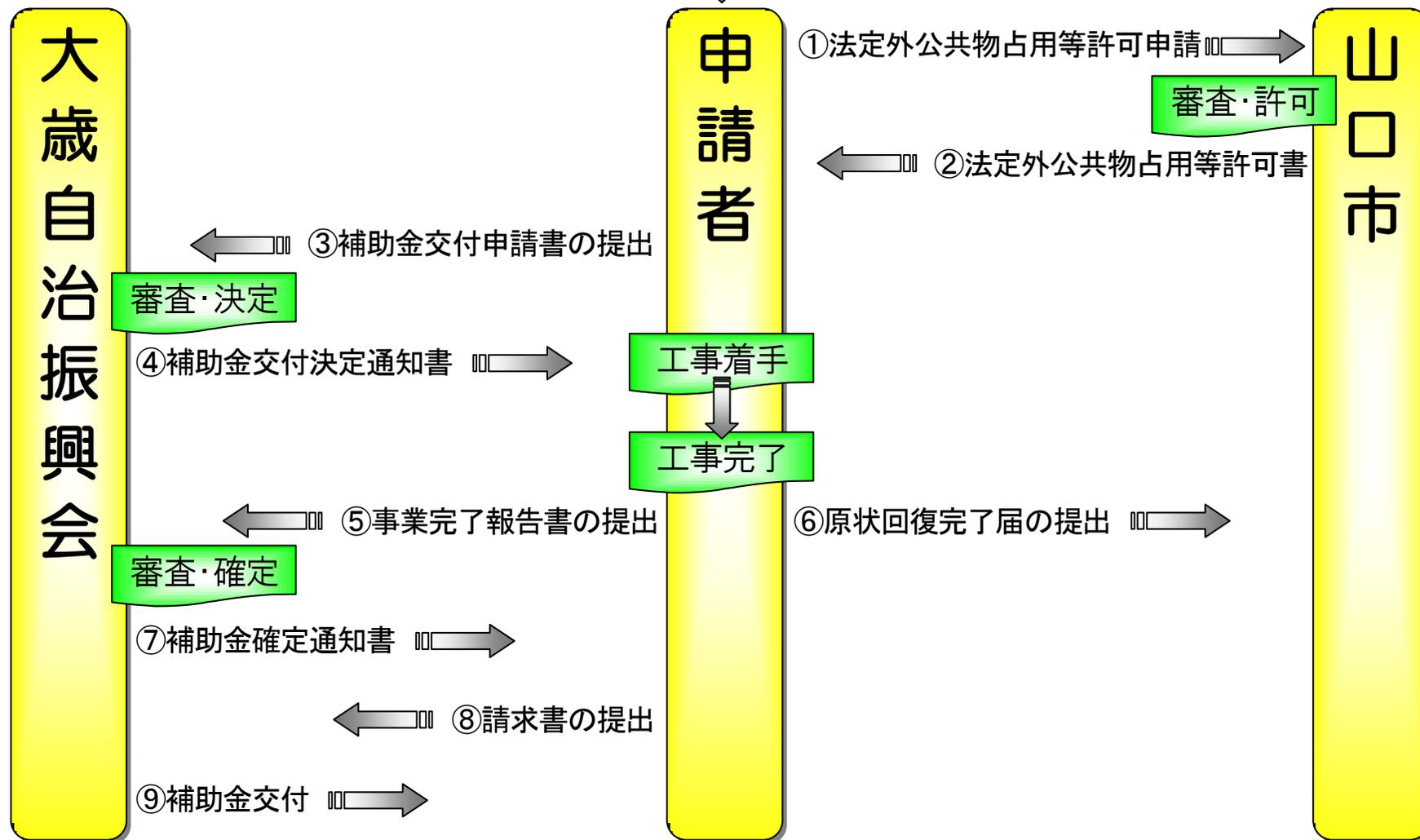
補助区分		農業用以外 (受益戸数2戸以上)	農業用 (受益戸数5戸以上)
補助率	補修工事	10割(公有地のみ) 8割(半分以上が公有地) 7割(半分以上が私有地)	7割
	改良工事	対象外	7割
	舗装工事	10割(自動車の通り抜けが可能など) 8割(公有地のみ) 7割(幅員の半分以上が公有地) 6割(幅員の半分以上が私有地) 5割(私有地のみ)	7割
	水路工事	5割	7割
	浚渫工事	5割	対象外
補助限度額		50万円	100万円
その他		通学路に該当する場合、補助限度額以内で 10万円を上限に補填	—

【申請等の流れ】

1 事前協議

要望者からの相談があった場合、要望者、大歳自治振興会、山口市の3者で、法定外公共物等整備事業の対象となるか工法等はどうかなどを事前に協議します。

2 申請手続き



【申請に必要な書類】

No.	提出書類	様式	占用許可申請関係書類 (山口市へ提出)	補助金交付申請関係書類 (大歳自治振興会へ提出)
1	法定外公共物占用等許可申請書	様式第1号	○	—
2	同意書(自治会長、隣接者、水利代表等)	あり	○	写し
3	誓約書	あり	○	—
4	位置図、案内図 ・申請箇所を明記		○	写し
5	公図(分間図)の写し ・所有者と申請箇所の明記	(法務局)	○	写し
6	事業関係図面 ・平面図、縦断面図、構造図等		○	写し
7	現地写真		○	写し
8	通学路に関する意見書(学校長意見) ・通学路に該当する場合のみ提出	あり	○	写し
9	法定外公共物整備事業補助金交付申請書	様式第1号	—	○
10	事業計画書	様式第2号	—	○
11	受益者一覧及び委任状	あり	—	○
12	経費の見積書の写し(原則として2者以上)		—	○
13	法定外公共物占用等許可書の写し		—	写し

【完了報告に必要な書類】

No.	提出書類	様式	原状回復完了関係書類 (山口市へ提出)	完了報告関係書類 (大歳自治振興会へ提出)
14	原状回復完了届	様式第10号	○	写し
15	位置図		○	—
16	写真(工事中及び完了)		○	写し
17	法定外公共物整備事業完了報告書	様式第4号	—	○
18	施工業者発行の領収書又は請求書の写し		—	○

【補助金交付に必要な書類】

No.	提出書類	様式	請求関係書類 (大歳自治振興会へ提出)
19	請求書 (申請者と請求者が違う場合は委任状が必要)	様式第6号	○

【その他】

押印については、申請書から請求書まで同じ印鑑を用いること。(山口市と同様)

様式第1号(第2条関係)

法定外公共物占用等許可申請書

年 月 日

(あて先)山口市長 渡辺 純忠 様

申請者 住所

氏名



電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

山口市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定に基づき、法定外公共物について占用等の許可を受けたいので、山口市法定外公共物管理条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。

所 在	
種 目	
目 的	
面積・数量	
概 要	
期 間	
備 考	

同 意 書

年 月 日

申請者	住 所			
	氏 名			
申請地	法定外公共物の所在	種 目	面積・数量	
利害関係を有する者等の同意	上記申請人の申請に係る法定外公共物の用途廃止（払下げ）、工事の施工、用途変更等について同意します。 なお、申請地の境界、面積・数量についても異存はありません。			
	住 所	氏 名	印	備 考

※氏名欄は自署。備考欄には、自治会長、水利代表、隣接者等を記入。

誓 約 書

年 月 日

山口市長 渡辺 純忠 様

申請者 住所

氏名 印

※ 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

法定外公共物に対する工事の施行について許可の上は、下記事項並びに付帯
事項等指示事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 工事の施行については申請のとおり実施し、従来の機能に支障が生じないようにする。
- 2 工事又は工事に起因して、法定外公共物の構造物又は第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担において、原状回復又は損害の賠償を行う。
- 3 工事の施行により設置した施設については、申請者の負担において維持管理を行う。
- 4 都市計画、道路整備等により、法定外公共物の改良をされる場合において、申請者が設置した施設に対する損失の補償については請求をしない。

付 帯 事 項

年 月 日

学校長 様

代表者 住所
氏名

印

通学路の整備に際し、下記の通学路について意見を求めます。

記

- 1 路線名
- 2 延長及び幅員

通学路に関する意見書

下記の理由により、道路の舗装は児童生徒の安全の確保に寄与するものです。

理 由

山口市立
校長

学校

印

※ 意見書記入にあたって

通学路の状況（舗装の必要性について）や通学児童生徒の利用状況にふれて記入してください。

様式第1号

平成 年 月 日

大歳自治振興会長 様

(申請者)

住 所

代表者氏名

印

法定外公共物整備事業補助金交付申請書

大歳地域法定外公共物整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

事業計画書

所在地	
目的	
面積・数量	
概要	
工事期間	
備考	

(添付書類)

- ① 施工場所の位置図、事業関係図面（平面図、縦断面図、構造図など）、現地写真
- ② 受益者一覧及び委任状
- ③ 同意書（利害関係を有する者等の同意書）
- ④ 公図（分間図）の写し（施工箇所及び周辺の土地所有者を図内に記載）
- ⑤ 経費の見積書の写し（原則として2者以上）
- ⑥ 法定外公共物占用等許可書の写し
- ⑦ 通学路の補填を受ける場合には、通学路に関する意見書の写し

(注) 事業内容に変更が生じた場合は、この様式に準じ変更事業計画書を提出すること。

様式第10号(第8条関係)

原 状 回 復 完 了 届

年 月 日

(あて先)山口市長 渡辺 純忠 様

申請者 住所

氏名



電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日 道管第 号で占用等の許可を受けた法定外公共物に関する原状回復が完了したので、山口市法定外公共物管理条例第15条の規定により届け出ます。

許可番号	
所 在	
内 容	
完了年月日	年 月 日
備 考	

様式第4号

平成 年 月 日

大歳自治振興会長 様

(報告者)
住 所

代表者氏名 印

法定外公共物整備事業完了報告書

平成 年 月 日で決定通知を受けた法定外公共物整備事業が完了したので、要綱第7条の規定により報告します。

所 在	
内 容	
完 了 年 月 日	平成 年 月 日
交付対象経費の額	
交 付 内 示 額	
備 考	

(添付書類)

- ①施工業者発行の領収書又は請求書の写しを添付すること。
- ②法定外公共物占用等完了届（現状等完了届）の写し
- ③作業中及び完了写真

大歳地域法定外公共物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大歳地域法定外公共物等整備事業（以下「事業」という。）を行う地元関係者に対して、大歳自治振興会（以下「自治振興会」という。）が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 法定外公共物とは、山口市が所有する河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路（道路側溝を含む）及び日常生活道路として公共性のある道路をいう。
- (2) 補修工事とは、道路の改良工事ではなく、壊れた箇所をもとの状態にする工事をいう。
- (3) 舗装工事とは、舗装の新設及び全面補修（オーバーレイ）工事をいう。
- (4) 全面補修（オーバーレイ）とは、現道舗装のはぎ取り等を行わず、現舗装の上に新たに舗装をすることをいう。
- (5) 水路工事とは、水路の補修及び改良などを行う工事をいう。
- (6) 浚渫工事とは、水路に堆積している土砂などを撤去する工事をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に自治振興会が必要と認めるときは、市と協議の上で事業の対象とすることができる。

(交付の額)

第4条 交付の額については、予算の範囲内で対象経費に別表に定める交付割合を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 一件当たりの補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 道路の舗装工事について、山口市教育委員会が通学路として認める道路は、前項の限度額内で10万円を上限に補填する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地元関係者（以下「申請者」という。）は、法定外公共物等整備事業交付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて自治振興会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 経費の明細書（見積書の写し／原則として2者以上）
- (3) 法定外公共物占用等許可決定通知書又は申請書の写し（添付書類を含む）
- (4) その他自治振興会が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 自治振興会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認

めるときは、補助金交付の決定を行い、法定外公共物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第7条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の対象となった事業が完了したときは、法定外公共物等整備事業完了報告書（様式第4号）に次の書類を添えて自治振興会に提出しなければならない。

- （1）施工業者発行の領収書又は請求書の写し
- （2）法定外公共物占用等完了届の写し（添付書類を含む）
- （3）その他自治振興会が必要と認めるもの

2 申請者は、工事代金を施工業者に支払う前に補助金の交付を受ける場合は、補助金の交付を受けた後速やかに施工業者に工事代金を支払い、施工業者発行の領収書の写しを自治振興会に提出するものとする。

（補助金額の確定及び交付）

第8条 自治振興会は、前条の法定外公共物等整備事業完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、法定外公共物等整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、確定額が第6条の交付決定の額と同額の場合は、通知を省略することができる。

2 前項の確定を受け、申請者は、請求書（様式第6号）を自治振興会に提出し、自治振興会は速やかに補助金を交付するものとする。

（取消又は返還）

第9条 自治振興会は、この要綱による補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- （1）提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- （2）交付金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- （3）その他不正な行為があったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、自治振興会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

別表（3条・4条関係）

1 補修工事（農業用道路以外）

受益戸数	対象道路	交付割合	限度額
2戸以上	① 公有地のみの道路	10割	50万円
	② 幅員の半分以上が公有地の道路	8割	
	③ 幅員の半分未満が公有地の道路	7割	

- 備考
- 1 受益戸数とは、整備する路線に隣接し直接出入が可能な家屋数をいう。
 - 2 対象道路は、居住用として利用されている道路とする。
 - 3 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
 - 4 開発行為等による未舗装道路での帰属及び寄付された道路については、登記原因年月日から10年間は適用しないものとする。

2 舗装工事（農業用道路以外）

受益戸数	対象道路	交付割合	限度額
2戸以上	① 両端が認定道路に接続し、自動車でもり抜け可能な道路（一部に私有地を含む道路も対象）	10割	50万円
	② 認定道路に接続し、公共性の高い施設に連絡する自動車が通行可能な道路（一部私有地を含む道路も対象）		
	③ 公有地のみの道路	8割	
	④ 幅員の半分以上が公有地の道路	7割	
	⑤ 幅員の半分未満が公有地の道路	6割	
	⑥ 私有地のみの道路	5割	

- 備考
- 1 受益戸数とは、整備する路線に隣接し直接出入が可能な家屋数をいう。
 - 2 対象道路は、居住用として利用されている道路とする。
 - 3 認定道路とは、国道・県道及び市道などの道路法が適用される道路をいう。
 - 4 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
 - 5 開発行為等による未舗装道路での帰属及び寄付された道路については、登記原因年月日から10年間は適用しないものとする。
 - 6 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

3 改良工事・補修工事（農業用道路）

受益戸数	区分	対象道路	交付割合	限度額
5戸以上	改良	改良の幅員が概ね3.0m以上 受益面積が概ね0.5ha以上 計画幅員以上の道路に接続すること	7割	100万円
	舗装補修	舗装幅員が概ね2.0m以上 施工延長が概ね50m（急勾配の場合は概ね30m）以上 農地沿率が概ね50%以上で畑地（地目）、樹園地が主体であること		

- 備考
- 1 受益戸数とは、整備する道路を利用する農業経営戸数とする。ただし、地形等の特別な事情がある場合には2戸以上とする。
 - 2 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
 - 3 交付対象経費が10万円未満のものは、対象外とする。

4 水路工事

受益戸数	区分	対象水路	交付割合	限度額
5戸以上	かんがい排水	① 受益面積が概ね0.2ha以上（防災に関する事業は除く）	7割	100万円
—	—	② 他の事業の対象にならないもの	5割	50万円

- 備考
- 1 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。
 - 2 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。
 - 3 受益戸数とは、整備する水路を利用する農業経営戸数とする。ただし、地形等の特別な事情がある場合には2戸以上とし、暗渠排水事業は1戸とすることができる。
 - 4 かんがい排水事業では、農業用水路の浚渫事業及び交付対象経費が10万円未満のものは対象外とする。

5 水路の浚渫工事

受益戸数	対象水路	交付割合	限度額
—	① 地元関係者での浚渫が不可能な水路	5割	50万円

- 備考
- 1 交付対象経費には、用地費等は含まないものとする。